

第 11 回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 11 月 22 日（水） 午後 14 時 00～午後 15 時 30 分

2 開催場所 大月市民会館 4 階会議室

3 出席委員

1 番 西村 恒男 2 番 矢頭 恵造 3 番 藤本 賢治 4 番 原 泉
5 番 山田 政文 6 番 平山 正幸 7 番 斧田 孝久 8 番 小俣 好三
9 番 小宮 広督 10 番 欠 席 11 番 欠 席 12 番 小俣 英二
13 番 三枝 正幹 14 番 庄司 有紀

欠席者 10 番 久嶋 昇委員 11 番 安藤睦美委員

議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 35 号 農地法 3 条第 1 項の規定による許可申請に対し許可を求
める件

議案第 36 号 農地法 4 条第 1 項の規定による許可申請に対し許可を求
める件

議案第 37 号 農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し意見を求
める件

議案第 38 号 非農地証明書交付申請に対し承認を求める件

議案第 39 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対し意見を求める件

議案第 40 号 農用地等利用集積計画（案）に対し意見を求める件

日程第 3 報告第 14 号 転用確認証明交付に関する報告

日程第 4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 金畑 忠彦 主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三（欠席）

6 会議の概要

事務局 時間になりましたので、始めたいと思います。互礼を行いたいと思いま
す。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

只今より、令和 5 年第 11 回農業委員会総会を開催いたします。

事務局 会長あいさつ、西村会長よろしく申し上げます。

会長 9月・10月と利用状況調査ご苦労さまでした。

特に、新しく委員に成られた皆様には、大変だったと思います。ご苦労さまでした。

先週の16日に、山梨県農政推進大会に出席して参りました。

参加して頂いた委員の皆様、それから推進委員の皆様ご苦労さまでした。

推進大会の内容ですが、掻い摘んで申しますと「うぐいすホール」の研修会で行ったのとほぼ同じでした。

農地の集積、集約、担い手の確保、耕作放棄地の解消、新規参入の促進等です。

それに長野市農業委員会会長の、国の農用地基盤事業の導入によるリンゴ園の集約・集積の公演がありました。

興味が有る方は資料が有りますので、見て下さい。

それから、新聞で知ったのですが、小俣好三委員が山梨県教育功労者の受賞をされました。おめでとうございます。

本日も多数の案件が有りますよろしく申し上げます。

事務局 続きまして、開会宣告。会長申し上げます。

会長 本日は安藤睦美委員、久嶋委員が欠席ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い議長を務めさせて頂きます。着席のまま議事を進めさせて頂きます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願い致します。議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

12番、小俣 英二委員、13番、三枝 正幹委員を指名致します。

日程第2 議案第35号

議 長 日程第 2、議事に入ります。

議案第 35 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書の 1 ページ、2 ページの地図と 3 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は田で面積は合計で〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇を進みまして〇〇〇〇〇〇の所から、〇〇〇沿いに〇〇方面に向かった所に有ります。

この土地は、長く譲受人の〇〇〇〇がずっと耕作しておりまして、下限面積要件が無くなった事を機に正式に農地を取得したいと言う事で申請が有りました。

3 ページの写真のとおり、周りを囲って綺麗に耕作されており、年間〇〇日程耕作して、自家製の野菜を栽培する計画です。

家は申請地の直ぐ隣に有る方が取得すると言う事です。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。地区担当委員の山田政文委員をお願いします。

山田委員 それでは説明させていただきます。

この件については公図がついて無いと思うのですが、ここは地籍調査が入った所ございまして、こういう公図が有りますが、ここにいわゆる白地と言って地籍が確定していない場所なのです。

法務局では、中に一切筆が入っていない、そういう図面しか基本的にはない、公図が無いと言う形になっているのですが、こうなりますとこの土地は公図が無いと言う事になるのですが、現地に土地が有って境がはっきり決まっていると言う状況で、市内で地籍調査をやった所は、こういう境が決まらない土地も有ります。

いろんな事情が有って、立ち合いをしない、立ち会っても話が見つからないと言う所は、いわゆる白抜きで白地と言われる土地になっていて、ただそ

ういう土地になっても、相続とか贈与は認められています。当初、竹下さんと話をした中で、これは難しいと言う話が有ったのですが、そうするとこの土地は売買が一切出来なくなってしまっていて、いわゆる自分の土地であっても動かしようが無いと言う事になります。それは一寸おかしいのではないかなと私は思って、直接法務局へ行きました。

そうした処、法務局としては、「それは認められている部分では有りません」「では出来るのですか」「出来ますよ」「どうすればいいのですか」「農業委員会で許可すれば、法務局は受けますよ」、と言う話なのです。

今日地図がついて無いのですが、これ恐らく汚いから、黒いので付かなかったと思うのですが、実際にここにこの地番は有りますので、もっと言うと今回の土地の直ぐ隣の所に私の土地が有るのです。

小さい時からずっと桑を取りに行ったりしていて現地は良く知っています。

ちなみに私の所も白地になっている訳です。ただかつてこの図面を登記所へ行って移した事も有りますので、現地についてはしっかりと確認できるという状況です。

従いましてこれは参考ですけど、他にも市内にもそういう所が有ると思います。

そういう事ですので、その辺は皆さんの知識として入れておいたほうが良いと思います。

この土地は既に抵当権を設定、何時したか分からないのですが、〇〇万円程で抵当権が設定されて、今回それを解除すると言うか、売買ではなくて贈与になるのか、そういう不動産屋がそういう手法で今までやってきている。

前回出た〇〇の〇〇の所もそうだったので、これも贈与と言う形で前回出たと思います。

事務局 形としては、贈与と言う形なのですが、それをもって抵当権を解除するという事です。

山田委員 一応、そんなような事情の土地でございます。現況は先程事務局で話したとおり、住宅地図の白く下側に家が有りまして、奥さん一人になってし

まっているのですが、畑をきれいに作って有ると言う状況だと思います。

特に問題は有りませんので、よろしくお願い致します。以上です。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

平山委員。

平山委員 結局、旧公図の中の境界が境と言う事で、その範囲の中で行為をする。

山田委員 ですから、地籍調査をしていない所は、白くなっているような、こういう公図しかないと思います。

地籍調査をすると、綺麗な図面になって決まった所については、図面がそれぞれの方に行っていると思います。

白くなっている所がこんなに広いのです。〇ヘクタール位有ると思いますけど、真ん中はそれぞれ境が決まっていて、それぞれ耕作をする。

議 長 よろしいですか。他にありませんか。

質疑が無いようですから採決致します。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長 続きまして、申請番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局 4ページの地図と5ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇番、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇。

場所は〇〇に有る〇〇の東側、一寸分かりづらい所なのですが、位置的には〇〇の〇〇の辺になります。

この土地は平成〇〇年に、〇〇〇〇と〇〇〇〇の間で売買され、〇〇〇〇の仮登記と言う形になっていました。

仮登記と言うのは、農地法の許可が取れた場合に所有権移転がされる、と言う物で、それが許可になるまでは、仮の所有者と言う形のものでした。

その後、〇〇〇〇がずっと耕作を続けて来たのですが、この度、真の所有者である〇〇〇〇が破産をし、それが競売に出される事になりました。

そこで、競売に出される前に任意売却と言う形で、〇〇〇〇が買い取る

事で話がまとまり、この度、3条の許可申請となりました。

実際に写真を見て頂ければ、耕作もされ露地野菜、奥の方に一寸梅の木のようなものが有ったのですが、露地野菜等を耕作するという事を出されております。

任意売却については、以前出た事が有るのですが、競売で落札をされる前に負債額を補填するという形で、債権者と話がついた場合は、競売に出される事なく、その売買を成立させる事が出来るという事です。

農地の場合は、その場合、農地法の許可が必要となるという事です。

その辺が複雑なのですが、以前も出た事が有りますけど、破産者から農地を買い取るという形の申請で有ります。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地区担当委員の小俣英二委員をお願いします。

小俣委員 先週の金曜日、17日の日ですが雨の降る中、事務局と会長と私4人で現地調査して参りました。

私も初めて知ったような事が多々有るのですが、経緯の方は全く分からなくて、今、実際事務局の方では〇〇〇〇さんが耕作していると言う話でしたけれども、私の友達の、隣に隣接する〇〇番地に住んでいる〇〇さんと言う方が、〇年前から借りて作っていたと言う事で、この〇〇さんとの経緯を聞いたところ、家を作ったのは、定かではないのですが、〇〇〇〇さんと言う方が家を新築した際に、〇〇さんと言うのは〇〇〇をされていた方らしいのですね、その方が庭の植木を何本か〇〇さんに、そんな経緯が有って土地を買って欲しいか、〇〇さんの方から求めたかは定かではないのですが、私の友達の〇〇さんが〇年前から野菜を作って、周りも絶えず鹿がいっぱい出る所なので周りを囲って何種類か作付けして、私も友達なのでよく行き来するのですが、丁度場所が〇〇と〇〇〇の境、丁度前に竹藪が有って広い土地でも有るのですが、野菜作りをするのには、一寸日当たりの悪いはっきり言って余りいい条件ではないです。

私の見る限りでは、近隣の土地には影響がございませんので、何ら問題

は無いと判断しましたので、どうか皆さんよろしくお願い致します。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

はい、原委員

原委員 坪単価がわかったら教えて頂きたい。それから、私が農業委員に成った時に坪単価とかそういう関係の単価を一寸蓄積して色々なデータに使いたいと言う事で、事務局にお願いをしてもう時間が経つのですが。個人情報なので気を付けなければいけないのですが、データとして貴重なものだと思うのですよ、そういう蓄積は、是非そんな事でよろしく願います。

事務局 今回はこちらでは分からないですけど、ただこれは普通の売買ではなくて、いわゆる借金の負債の部分を補填する代わりに、その土地を買い取るという形なので、これを入れると全体のデータが狂ってしまう金額になるかなと思っています。

特殊な売買と言う事で、金額を一寸こちらでは掴んでいません。

議長 他に質疑のある方はございますか。

質疑が無いようですから採決致します。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議案第 36 号

議長 続きまして、議案第 36 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程します。

申請番号 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 説明の前に 4 条について説明しておきます。

農地法 4 条と言うのは、5 条に比べて申請が少ないのですが、自己所有の農地を転用するという申請になります。

5 条は他人から買い取って転用するのですが、自己所有の農地を転用するという申請です。

今回はこれから説明致しますけど、所有者がもう亡くなっていますが、未相続の状態でも法定相続人全員の合意の印鑑が有れば転用とか貸し付

けは可能になります。地目変更は可能になるという事です。

所有権移転については、相続が済まないと出来ないですけど、転用については相続していない状態でも可能という事です。

それでは説明致します。

議案書の 6 ページ、7 ページの地図と 8 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

申請人は、亡き〇〇〇〇、法定相続人代表として娘さんの〇〇〇〇さんが代理人として出ております。

場所は、〇〇〇〇沿い、〇〇〇〇〇〇の手前〇〇m位のその付近です。

転用目的は、貸駐車場と言う事です。

場所は地図を見て頂ければと思うのですが、この場所は昭和〇〇年、〇〇〇〇〇〇が出来て少し後ですが、〇〇〇〇さんのお父さんが「〇〇〇〇」という〇〇を開業し、〇〇さんの奥さんが引き継いで、その後「〇〇〇〇」と言う〇〇が有った場所です。

「〇〇〇〇」と言う〇〇は〇〇さんと言う方に貸して、やっていたそうなのですが、その「〇〇〇〇」の〇〇が〇年位に亡くなり、今は〇〇が閉められている状態です。一寸廃墟のような状態になりつつある所なのですが、今はその場所にトラックが仮眠をしたり、無断でトイレをしたりして、ごみを捨てたりあまり良い状態ではないようです。そこで相続人の家族で貸し駐車場として整備したいと言う事で申請が有りました。

計画では、〇〇〇に有ります〇〇〇〇という会社が、この道路沿いにトラックの駐車場を求めていると言う事で、そこに貸そうと言う事で計画をしております。

〇〇〇〇〇〇が出来た後、農地や山林を切り開いて作った所なので、相続人もこの場所が農地地目で有ったと言う事も知らなかったと言う事です。

これを何とか有効に使って、無断で色んなトラックのたまり場みたいになっている状態の所を整備したいということです

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の三枝正幹委員をお願いします。

三枝委員 今、竹下さんの方で説明したので、それ以上、それ以外の物でもないの
ですけど、一応始末書がついているので朗読させてもらって良いですか。

「この土地には建物が建っているのですから宅地だと思っていました。

しかし、調べて分かりましたが、登記は畑になっていました。

そして、建てて有る建物は違法建築だという事でした。

これは、祖父〇〇〇〇が〇〇〇昭和〇〇年〇月に〇〇を開業するため、
建てたのです。

それを〇〇〇〇が相続する際に建物の名義が、祖父のままで相続した
ようです。

今回、相続に当たりこのような事態を初めて知りました。

もう少し早く手続きをすべきだったと思っております。

今後、このような事が無いよう、気を付ける所存です。」

事業内容は、現在建っている〇〇の建物は解体撤去し、整地して貸駐車場
場として整備する。

賃借人には、〇〇〇〇〇〇〇〇に貸す話になっており、大型トラック 3
台を賃貸する計画である。

以上です。よろしくお願い致します。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

異議なしの声が有りました。

質疑が無いようですから採決致します。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議案第 37 号

議長 続きまして、議案第 37 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対し
意見を求める件を上程します。

申請番号 1 ついて、事務局に説明を求めます。

事務局

議案書の 9 ページ、10 ページの地図と 11 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は畑で面積は合計で〇〇㎡です。

貸人は、〇〇〇〇及び〇〇〇、借り人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇沿い、〇〇〇の〇〇〇の近くになります。

転用目的は、倉庫の建設です。

貸人の〇〇〇〇さんと〇〇〇さんのご夫婦で、「〇〇〇〇〇〇」と言う〇〇〇を経営しておりましたが、借人の〇〇〇〇はその後を引き継ぎまして、今は経営をしております。

〇〇〇〇は娘婿で有りまして、今は「〇〇〇〇〇〇」と言う〇〇の経営者と言う事になっております。

これについては少し前に、農振の除外と言う話の時に出て来た事が有ったかと思えます。

〇〇〇〇〇については、〇〇工事が進んでおりまして、これについての申請が出されて来ました。

これでもう一通り終わりになるのかということですが、今回の申請は〇〇工事により、現在、〇〇〇の倉庫として使われている建物が解体されると言う事で、それに代わる倉庫を新たに新設するという計画です。

この〇〇工事については、県の建設事務所の方で私の所に何回か相談に来たのですが、今年度中に何とか解体をしなければ、事業としてならないと言う事で結構急いでこの作業を進めたいと言う事を言われて来ました。

農振の除外が先月認証されましたので、ここでもう一度 5 条の申請となる事になりました。

現在の倉庫には、〇〇〇の〇〇〇〇〇が設置されており、それをそのまま移転するという事で計画がされております。

写真を見て頂くと少し骨組みが、屋根が付けられちゃっているのですが、これについては農振の除外をされたタイミングで急いでしまい、屋根について手を付けてしまいました。農地法の申請が有ると言う事を、

こちらの方で指導して、まだフライングですよと言う事を指導した状態です。

ここでこの申請を通して、直ぐに国道拡幅による解体の方も進めたいと言う事で申請が有りました。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の安藤睦美委員が欠席ですので、私が現地調査を行っていますので、私から申し上げます。

西村委員 17日の金曜日に事務局と一緒に見て参りました。

〇〇〇〇〇の〇〇工事で大分遅れ遅れになっていまして、その問題の1カ所はここなのですが、何とか通してあげて〇〇が完成できるようにしたいなと思っています。

何分にもよろしくをお願いします。以上です。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

平山委員。

平山委員 先程からの説明の中に、許可以前に着工しているので、始末書か何かありますか。

事務局 申請者は〇〇〇さんなので、〇〇〇さんの方から出ています。

「当該土地は、〇〇の〇〇〇〇が経営する〇〇〇〇の倉庫の搬入搬出のために利用して来ました。

この度、山梨県富士・東部建設事務所か〇〇〇〇〇の〇〇の工事の話があり、今年度中に現在利用中の倉庫の撤去と新しい倉庫の建設をしなければならなくなり、工事を急がせる必要が生じてしまいました。

また、現倉庫には〇〇〇〇〇〇が設置して有り、これを移設するためには屋根付きの施設が必要であるため、移設先の新倉庫の建設にも手を付けてしまいました。

義父からこの土地が農地で有る事、倉庫建設には新たに農地法の許可が必要であることを知らされ、慌てて工事を止めた次第です。

私自身、農家ではなかったため、農地法について全く分からずに行動し

てしまい、深く反省しております。

今後はこのような事が無いよう法律を遵守していく所存です。

誠に申し訳ございませんでした。」

と言う事で始末書が出されています。

議 長

山田委員。

山田委員

参考に聞きたいのですが、元々プレハブかなんか立っていなかった。

西村委員

プレハブは建っていました。

山田委員

建っていたよね。それを壊して新しく建っている。

事 務 局

同じような所に、全く同じ所ではないのですが。

山田委員

前からだからやっていたよね。今回初めてではない。

西村委員

宅地の部分も。宅地と隣接している。

山田委員

周辺が写ってないから分からないのだけれど、多分プレハブが建っていた所ではないかと思うのだけれどそうだよ。

はい分かりました。

議 長

他に質疑のある方ございますか。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議案第 38 号

議 長

続きまして、議案第 38 号非農地証明申請に対し承認を求める件を上程します。

申請番号 1 について事務局に説明を求めます。

事 務 局

議案書 12 ページ、13 ページに航空写真を付けておきましたので併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

申請者は、〇〇〇です。

場所は、この地図を見て頂ければと思うのですが、〇〇の方から入った方が分かり易いのですが、〇〇〇〇を過ぎて〇〇〇〇が有りますが、その北側、結構北側になります。全山の山の中になります。

道路も無く進入も出来ませんでしたので、現地調査は行えませんでした。

たが、位置から見て明らかに山林化と思われま

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議長 　　ただ今の説明のとおり現地調査は行っていませんが、担当委員の方で補足は有りますか。

小俣（好）委員 　特にない訳ですけど、この道を私は何回か通った事が有るのですが、この奥の方と言う事で見られそうもないと言う事で、事務局で相談をさせて頂いておりましたが、現地調査も無いままに写真だけでそういう判断をしている処ですが、是非よろしくをお願いします。

議長 　　事務局と担当委員の説明が終わりました。
　　ただ今の説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。
　　矢頭委員。

矢頭委員 　　奥の方に一ヶ所だけあるのですけど、この回りにもまだ農地は有るのですか。

事務局 　　殆どないです。

矢頭委員 　　ここだけですか。

事務局 　　ここだけ、何かポツンとあるような感じです。

　　近くに有るにはあるのですけど、一寸ここにポツンと言うような所なのですけど、農地が残っていて申請者の方ですけど、気になると言う事で山林にしたいと言う事で申請が有りました。

議長 　　よろしいですか。他に質疑のある方ございますか。

　　質疑がないようですから、採決に入ります。

　　ただ今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

　　全員賛成ですので、承認と決定致します。

議長 　　続きまして、申請番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局 　　議案書の12ページ、14ページの航空写真も併せてご覧下さい。

　　申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番外〇筆、地目は畑で面積は併せて〇〇㎡です。申請者は、〇〇〇〇。

　　場所は、〇〇〇〇の南側、〇〇〇〇自体が山を直ぐ裏に迫っていますけど、その付近に有ります場所に位置しています。

　　林道が有るのですけど、その林道からも少し外れておりまして、現地を

確認する事は一寸出来ないと思ひまして、現地調査までは行っておりません。

最近こういう申請が多いのですが、相続をしたのですが、地目が農地のまま何処に有るのか分からないような土地が有ると言う事で、地目を整理したいと言う事の申請になります。

以上ですが、ご審議をお願いします。

議長 　　ただ今の説明のとおり現地調査は行っていないですが、担当委員の方で補足は有りますか。

三枝委員 　山道を下っているの、大丈夫だと思います。

議長 　　ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

原委員 　　地目の方が畑と山林ですが、畑も事実上は山林と言う考え方。

事務局 　　登記地目が畑なのですね、現況は山林なので登記地目も山林に変えたいと言う事ですね。

議長 　　他に質疑のある方ございますか。

質疑が無いようですので、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

議案第 39 号

議長 　　続きまして、議案第 39 号、農用地利用集積等促進計画に対し意見を求める件を上程します。

これについては、産業観光課農林業担当の所管でありますので、農林業担当の條々力君に説明を求めます。

條々主事 　　農林業担当の條々より、〇〇〇〇地区における中間管理機構を介した農地の利用権の説明をさせて頂きます。

前回の農業委員会総会で資料を用意して貰いたいと言う事でしたが、まだ一寸出来ていないので、次回までには用意をしておくようにしますので、よろしくをお願いします。

まず、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積案について概略を説明させて頂きます。

農地の所在はいずれも〇〇地区内で有り、〇〇も有るのですが一応こちらは隣接しているような土地ですので、近いような場所になっております。

ここで大豆・大麦・米の栽培を予定しております。

今回利用権を受ける〇〇氏は移住者で、個人的なやり取りで農地を使わせて貰う、各地の農業者の指導を受けておりここで正式に農地の貸借を受け、農業者として自立したいと考えていると言う事です。

本人から認定農業者を目指したいと言う意欲を聞き取っており、今後〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇と共に〇〇地区等での農地を増やして行く予定との事です。

本市としても意欲ある農業生産者が増える事は農業振興に寄与すると思われ、主な生産物の大豆は〇〇〇〇で有名な〇〇〇〇〇〇〇から高い評価を受け、卸売が決まっているとの事です。

〇〇〇が受けている、農作物大月ブランド化助成費用についての相談も受けており、〇〇〇〇〇〇〇と共同での製品開発等により新たな特産品となる事が期待されます。

以上の事から利用権設定を行う事で、意欲ある農業者へ農地の配分集積をする事が出来、農業委員会及び市の課題でもある農業振興へ繋がると考えられますので、本案件の審議をよろしくお願い致します。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、先月一度審議した場所ですので、今回は現地を確認しておりませんが、地区担当委員の藤本賢治委員、追加説明がございましたらお願いします。

藤本委員 私もこれ初めて見させてもらったのですが、〇〇さんですか、先日もお会いしたのですが、熱心な方で遊休農地を耕作して頂けるのであればとても良い事だなと思います。

以上です。

議長 ただいま、担当と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。
質疑が無いようですから、採決致します。
賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、異議なしと決定致します。

議案第 40 号

議長 続きまして、議案第 40 号、農用地利用集積計画について意見を求める
件を上程します。

この件も、産業観光課農林業担当の所管でありますので、農林業担当の
條々力君に説明を求めます。

なお、この件は〇〇〇に関する審議となりますので、審議の間、〇〇〇
委員には退席をお願いします。

條々主事 大月市産業観光課農林業担当の條々より、〇〇〇〇〇〇地区における
利用権の説明をさせていただきます。

今回審議する内容は、先程の〇〇氏と違い、中間管理機構を介さず、地
権者と直接貸借するための利用権を設定する農業者が、市の策定した農
業基本構想を満たしているかどうかになります。

その要件は、農地の全てを効率的に利用すると認められるか、耕作に必
要な農作業に従事すると認められるか、農業に対する意欲と能力が有る
と認められるか等の内容になります。

これを踏まえ、本案件を説明させていただきます。

20 ページの地図と 21 ページの写真を併せてご覧下さい

今回、大月市及び〇〇〇市にて農業を行っている法人、〇〇〇〇〇が対
象農地〇筆〇〇〇㎡を新たに使用貸借するという内容になっております。

現在、大月市内にて〇〇〇㎡、〇〇〇にて〇〇〇㎡を耕作しております。

農地の所在は同じ〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で有り、認定農業者の〇〇氏の〇〇〇
〇〇〇が所在している土地で、当面は地権者と共同でアイズプラント・花
き類の栽培を予定居ります。

既に大月市内で耕作をしており、更なる拡大の意欲を持って、今回、申
請したとの事です。

既に大月市と〇〇である程度の規模で適切な耕作を行っており、先日、
青年等就農計画の案が提出され、今後、県・市との面談を予定している事
からも、農業に対する意欲は高いものと思われる。

以上より、利用権設定を行う事で、意欲ある農業者へ農地の配分集積を

する事が出来、農業委員会及び市の課題でも有る農業振興へ繋がると考えられますので、本案件の審議をよろしくお願い致します。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、〇〇委員が退席ですので、同じ〇〇地区の私から説明致します。

西村委員 17日に現地に行って参りました。

〇〇さんも仕事をされておりました。お兄さんが〇〇歳になって高齢なのでもうそろそろ引退か、と言う事らしいのですね。

ウクライナ戦争、それからその後、肥料や色々なものが高騰になり大変になったので、そろそろ引退かなと言う事を〇〇さんはおしゃっていました。

そんな事情で交代して頂くような感じです。

どうぞ審議よろしくお願い致します。

議長 ただいま、担当と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

藤本委員

藤本委員 〇〇〇〇〇と言うのですか。ここに関しては、色んな事を調べていたのですか。

と言いますのは、私の地区の〇〇さんもそうなのですが、大月市のふるさと納税の返礼品として蜂蜜なんかもやっているらしいのですが、蜂蜜を栽培している方から、その人が蜜蜂を飼っていると、その蜜蜂を飼っている所に〇〇〇〇〇さんは〇〇〇を植えてやろうとしていると言う事で、そういう物を植えると消毒するので、消毒すると蜜蜂はみんな死んでしまう。

そういう事を近くでやって貰っては困るというような話を聞きまして、もしここに来たら皆さんに話して検討して貰いたいと言う話が有って、〇〇さんの方は、〇〇さんが直ではないのですが、〇〇さんの〇〇〇〇の〇〇〇〇が今大豆等を作っているのですが、うまく話が伝わっていないと言う面も有るのかもしれないですけど、勝手に〇〇〇〇〇さんは地主さんと話して〇〇〇を植えたいと言う事で、来年あたりから大豆は作らないで貰いたいと言う話も有って、周りの方とうまく行って無いと言う

辺が有りますので、この〇〇〇〇〇〇さんに対してはその辺の処を調べて有りますかと言う私の質問です。

條々主事 一応〇〇〇とかを作りたいよ。〇〇地区ですかね、〇〇地区の方でそういう話が有ると言うのは、噂は人づてには聞いている所です。

そう言った地権者さんとのというか他の地域の方とのわだかまりが無いように、と言う事は必要な事だと思いますので、そこについては利用権の設定とかと言うときには、指導をしようかと考えています。

議 長 よろしいですか。

はい、山田委員。

山田委員 〇〇〇〇〇〇さんについては、この話は実は私の方で間に入って進めてきた経過が有ります。

〇〇〇〇〇〇と言う会社なのですが、昨年〇〇の方に引っ越して来まして〇〇歳位の〇〇です。

まず、私の近所でイチゴ栽培等始めて、それから段々と土地を増やして行って、現在、〇〇〇〇〇〇〇の周辺で〇反分の田圃を借りて米作り、今年1年目ですけど、〇トンほど収穫した。そういう実績が有りまして、〇〇さんの所で、先程説明が有ったようにお兄さんも高齢になって来て、本人も一寸事情が有ったようですけど、今後、お手伝いをしながら一緒にやて行くと言う中で、〇〇〇〇もこのまま放置すると朽ち果てて行って、えらい粗大ごみになってしまうと言う事で、これを何とか活用した方が良いのではないかと言う事で、〇〇さんと相談して無償で貸して頂けると言う事になって、既に収穫が出来る物が出来ている。

こういう状況でございまして、そういう農業施設は中々ないので、それを活かした中で〇〇〇〇〇〇さんが頑張ってもらえばいいなと、そういうふうな状況です。

現在、会社の方は市が積極的に企業誘致と言うか、新たな企業を興そうと言う人たちを受け入れる、〇〇の〇〇〇〇〇〇を改修して「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」という所が無償で事務所を貸してくれて、1年間ですけど、そこで暮らしを立ち上げてと言う、そういう状況でやっています。

あと、〇〇の中でも1年前いたので今後また更に〇〇の方で、また〇

〇の上の方の田圃でと言う話も有るようですが、先程〇〇さんも〇〇に移住してきた方で、近隣とはうまくやっているとは思いますが、また色々な人が色んな事が有ると思うのですがうまくやって貰って、地域とうまく連帯してやって行けばいいのかなと思いますので、市の方もその辺はなるべく指導と言うか相談にのってやって頂ければと思います。

藤本委員

いま、二人の話でよく分かりました。

〇〇さんも〇〇の〇〇地区なのですが、〇〇地区をまたやる場合には、〇〇さんと借りる人たちが集まって話し合いをして、木ならば山の近い方に木を植えるとか、そういう形で交渉すると言う事を、話が具体的に変わった時にはしたいなと言う話はしておきました。

議長

他に質疑有る方いらっしゃいますか。

質疑が無いようですから、農林業担当の方から指導をよろしくと言うお願いをいたしまして。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、異議なしと決定致します。

〇〇委員は戻って頂きます。

日程第3 報告事項

議長

続きまして、日程第3 報告事項に入ります。

報告第14号・15号について事務局に報告を求めます。

事務局

それでは22ページになります。報告の14号の方です。

転用確認証明の発行の報告です。この1ヶ月の間の報告になります。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、申請者は〇〇〇〇。

資材置場になります。23ページ有りますが、去年の〇月に許可になった案件ですけど、草が生えていますけど資材等置かれてありましたので、証明書を発行致しました。

2番・3番は〇〇〇の〇〇になります。二つとも同じ〇〇〇〇の中の案件です。

今年の〇月に申請が有って〇月に許可になった案件です。

駐車場資材置場として、追認の申請でしたので、現地確認して証明書を発行しております。

これは以上です。

それからもう 1 件、25 ページになります。

農振の除外認定の一覧になります。

今年の 5 月に農林担当の方で申請を受け付けまして、その後 7 月にこの会でご意見を伺って、10 月 26 日に県の方の除外の認定がされた場所になります。

今回 3 番の所が早速申請が有って、ここで出されましたけど、今後 1 番 2 番 4 番の土地についても、今後 1 年 2 年の間に申請がされる事になっております。

出来るだけ早く申請を出してくれと言う事ですけども、許可が出次第申請がされて来るかと思しますので、ここで報告しておきます。

以上です。

議 長 只今の報告について、質疑のある方はございますか。

質疑が無いようですから、承認頂いたものと致します。

日程第 4 その他

議 長 日程第 4 その他を議題と致します。

委員の皆様からございますか。

西村委員 自然農法。前に小俣委員と一緒に行った「〇〇〇〇」の近くの〇〇〇〇の会社の横の方ですけど、あの後見に行きました。

大根が行ったときは植えて有って、このくらい伸びていたんですけど、その後行ったら何も有りませんでした。

議 長 外に有りませんか。

無いようですから、事務局からございますか。

事務局 (諸連絡)

議 長 山田委員どうぞ。

山田委員 先程、圃場整備の話が出たのですが、笹子地区と初狩地区の県の事業なのですが、圃場整備が行われていると言う事で、その概要で良いのですが、場所とそのどういう制度でどこをやるのか分かるような図面が頂ければと思います。

農地に関しての事なので、我々が知らないと言うのもよろしくないと

思いますので頂きたい。

もう一点、中間管理機構、先程、〇〇〇さんの農地中間管理機構が借りてと言う話でしたね、そうした時に他の地区で現在問題になりそうな地区が有って、それに関して私が一寸関与しているのですが、市に言ったらこれは農地中間管理機構が借りてその方に貸しているのだから、市は直接関係ありませんと言うような事を言われたので、県へ言ったら県は県下全域を担当しているのです市町村については市町村に委任しております。

だからどっちに言ったらいいのと言う、これ一番みっともない話なのです。これは、これはやはりこのように農業委員会でちゃんと説明されている訳ですから市町村が関係ないと言う事はまずない話なので、しっかりそこを受け止めて市の段階で解決していくと言う姿勢を持って貰いたい。

これは、県に言えば市、市へ言えば県、これは一番駄目なのです本当に。

今回、私は身をもって経験したので、しっかりと受け止めて最後までやって下さい。

やはり近隣等の問題が出て来るのですこれは、それをやはり市として受け止めなければ、どうして良いのか分からない、貸している人はそういう事が有りますので、くれぐれもよろしくお願いします。

金畑課長 市として確かに受け取った話で、地域の方の思いに沿える感じに思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長 他に有りませんか。はい、原委員。

原委員 竹下さんがさっき報告の有ったなかの、地域計画と言う話が農業新聞にも盛んに取り上げられ出ているのですが、当大月市においては地域計画と言うのは、大月市全体で一つなのかそれとも笹子・初狩・真木・大月、各地域で計画を作るのか、その辺のことが大体出ていたら教えて貰いたい。

事務局 地域計画についての冊子も先日貰って来たので、それを配りながら説明も一回研修もしたいと思っておりますけど、ざっと言うと各地域で将来この地域の農地をどういうようにするかと言う事を、その所有者・農業者が集まって話し合いをしてくれと言うのが地域計画の形です。

それにまさに農業委員・推進委員も話し合いに入って将来のこの地区

の農地をどうしていくのかと言う事を考えて行くのが地域計画と言う事になりまして、これを選定していくのは、市の方で選定していくことになります。

農業委員はその話し合いに参加すると言う立場になるのですが、今現在、全域でやると言うのは中々難しいので、まずは笹子の白野地区で地域計画をやって行こうと言う事で話がされておりまして、令和6年度中にそれを一度やってくれと言う事で話が国の方から出ていると言う事です。

今後その地域計画を広げていく必要が有ると、地域計画を作っておかないと、国の圃場整備は入らないと言う事に段々なって来ると言うような事のようなので、今後地域計画を作った所に国が圃場整備なりそういう整備事業を入れていくと言う事になって来るので、それを段々広めていくかと思うのですが、とりあえずまずは笹子の白野地区から始めて行こうと、そこは圃場整備が入ろうと言う事になっていますので、そこで地域計画を入れて行こうとそういう流れです。

また、私も整理をして皆さんと研修会で話をして行かなければならないというふうに思っているのですが、先日の都留でもそんな話が出て、この間もそんな話で、今度資料を貰って来ましたので、推進委員も踏まえて一度そういう機会を持ちたいなあというふうに思っております。

原 委員

地域計画を一つ簡単に作ると言っても、相当なアンケートを何回も行って意見の集約を見た上で、地権者に集まって頂いて更に話し合いをすと言う事で、時間の掛かる段階を経ないと前に進まないと思うのですよ。

新聞や何かでは、農業委員が先頭に立ってやれなんて書いて有ったりして有るのですが、かなり難しい条件も出て来て、実際建てた計画が10年後の未来図を指しているのかと言う事にもなりかねないので、その辺の難しさの調整をしなければいけない。

事務局

そのことについては、この農業委員会の上部組織、この間の都留の研修会もそうなのですが、山梨県農業会議と言う上部組織が有って、そこにコーディネーターを張り付けると言う事でそこから各市町村にコーディネー

ターとして送る準備をしていると言う事のようなので、いよいよそういうところになって来たら、そういう人を呼んだり、この中でも集まって話をしたりとか、時に地区でやる場合は地区の農業委員さんには出席頂いてとか、そういう事が出て来るかと思えますけど、とりあえず準備段階なので、そんな話が出て来ていると言う事です。

議 長
三枝委員

よろしいでしょうか。他に有りますでしょうか。

笹子の圃場整備の話なのですが、私が〇〇〇をやっており、6年位前に農業基盤整備事業と言うのに県が入って1回目の説明が有って、メインは農業基盤整備と言うのは圃場整備がメインですよと言う話でした。

その農業基盤整備の事業の中には3種類有って、鳥獣対策の施設とあと川のセギの修復と言うか川のセギを良くする。

3つ有ったのですが、圃場整備と鳥獣害の電柵とセギと言う話有って、僕のところ〇〇〇地区と言うのは当然電柵も欲しかったし川も良くしたかったので飛び付いてあれしたのですが、圃場整備はやっぱり笹子の人は腰が引けちゃってやる気全くゼロなのです。

だけど、国策で上の方はトップダウンでやりたくて、ここですと言うのが出ていて、圃場整備する時点では、その圃場整備をされるべき地主の方皆が耕作しているわけではなくて、その中の1/3とかそのくらいの人数しかなくて結局やってくれるのであればやっておくと言う事で、お金一銭も取らないですよ、全てを一銭も取らないので、〇〇〇地区と〇〇〇地区の所に2ヶ所候補が有ったのです。〇〇〇地区は今圃場整備が終わって、今度番地が新たに割り当てられる、まだ地権者に新たにここで図面上ここになって、この面積が道路とか色んなもの取られてこのくらいになって、ここがお宅の土地で何番地だよと言うのがまだ何も来てないよと地主がおっしゃっている、これからそれが決まったりして、だけど地元の間はもう農業者がいないので、本来の趣旨って違うのだね、本来の基農業基盤整備って、その人達が将来何十年に渡ってやることになる。

できればそういう理念だけでも、実際に地元はやってくれても困る。

何にもないからそれが雑草になって獣がそこに隠れるとか考えたら、

確かに圃場整備して貰ってどこかがやってくれた方が、もしお金が少しでも貰えるのであれば、土地を貸しているお金とかが幾何でも入れば、草だらけになって山林化するよりは自分たちの方が良いから、やって下さいと言う事。

だけど国とか県がやらなければ良い、罰みたいなものはないのです。一切そういう事は。

例えばよく施設を作って使ってないと言う事が有る。

ただ鳥獣柵と川の整備の話はすごく〇〇〇地区なんかは今まで道のない所に道も入るし良くなったと思います

議長 よろしいですか。笹子が実験段階だそうです。

以上となります。

本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 議案も大分増えて来たようです。またその他等有りまして時間も大分経っております。中々よろしい農業委員会だと思っております。

皆さん本当にご苦労さまでした。これを持ちまして、第11回大月市農業委員会総会を閉会致します。ありがとうございました。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和5年11月22日

議事録署名委員と共に署名する。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員